



18 経 第 1 3 6 5 号
平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日

大臣官房地方課長 殿

大臣官房経理課長

工事に関する高度技術提案型総合評価落札方式の実施に伴う事務手続
について

技術提案を求め、その技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式に関しては、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年3月28日付け12経第609号）、「工事に関する総合評価落札方式の実施について」（平成13年4月2日付け12経第2806号。以下「実施通知」という。）、「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続について」（平成13年4月2日付け12経第2807号。以下「実施手続通知」という。）、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成15年4月22日付け15経第152号）等に基づき実施しているところである。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が施行され、同法第8条第1項に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）が定められたところであるが、同法においては、公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされたところである。

については、総合評価落札方式の拡大及び充実に図るため、民間企業のより優れた技術を活用するため、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行い、予定価格を作成する「高度技術提案型総合評価落札方式」の実施に係る手続を別紙のとおり取りまとめたので、本手続きを参考にしつつ、適切な運用に努められたい。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。



高度技術提案型総合評価落札方式の手続について

平成 18 年 12 月

農林水産省大臣官房経理課

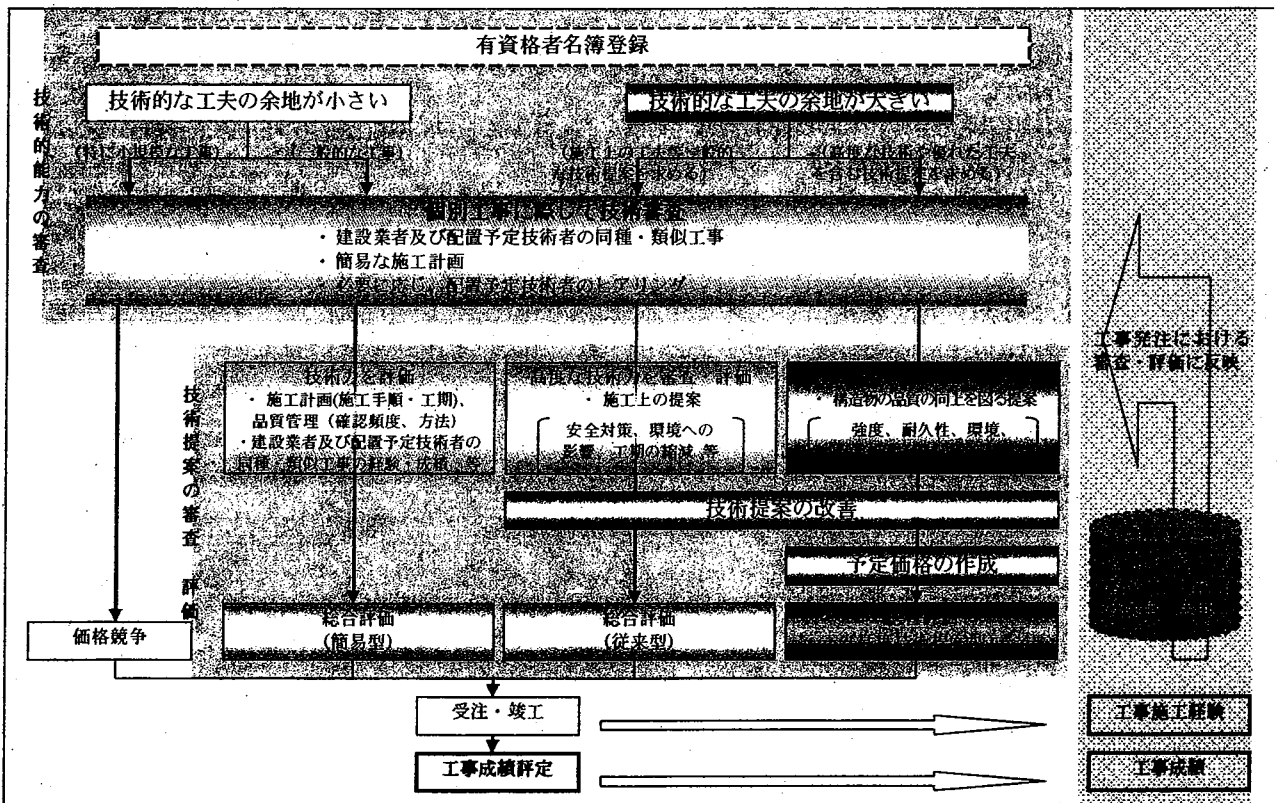
本手続は、国土交通省に設置されている「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」報告による「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」（平成18年4月）を基本とし、農林水産省の公共工事の内容に照らし合わせ、適宜修正を加えたものであり、運用に際しては個々の工事における施工条件や技術的特性等を勘案し、各発注者において適切に対応することが必要である。

1. 高度技術提案型の事務手続について

1-1 高度技術提案型の定義

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等を評価項目として技術提案を評価し、技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方式である。

本方式は、民間企業の優れた技術を活用することにより工事の品質の向上を図ることを目的としており、より優れた技術提案とするために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行い、技術提案をもとに予定価格を作成するものである。



- ※ 個別工事に際しての技術審査・建設業者の施工能力の確認を行う。
- ※ 技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
- ※ 技術提案：一般的な工事に於いては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質向上に関する高度な提案を求める。
- ※ 総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

1-2 高度技術提案型の適用の考え方

高度技術提案型は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することを基本とする。

発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成することができる場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法について提案を求めることを基本とする。

この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の一般的な技術提案のみを求めることも可能である。その場合には高度技術提案型ではなく標準型を適用することが基本となる。

(1)分類

高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合

(2)求める技術提案の範囲

施工方法

（施工方法の変更により工事目的物の変更を伴う場合には、関係機関の協議等支障がない範囲で工事目的物の変更を認める）

(3)発注形態の目安

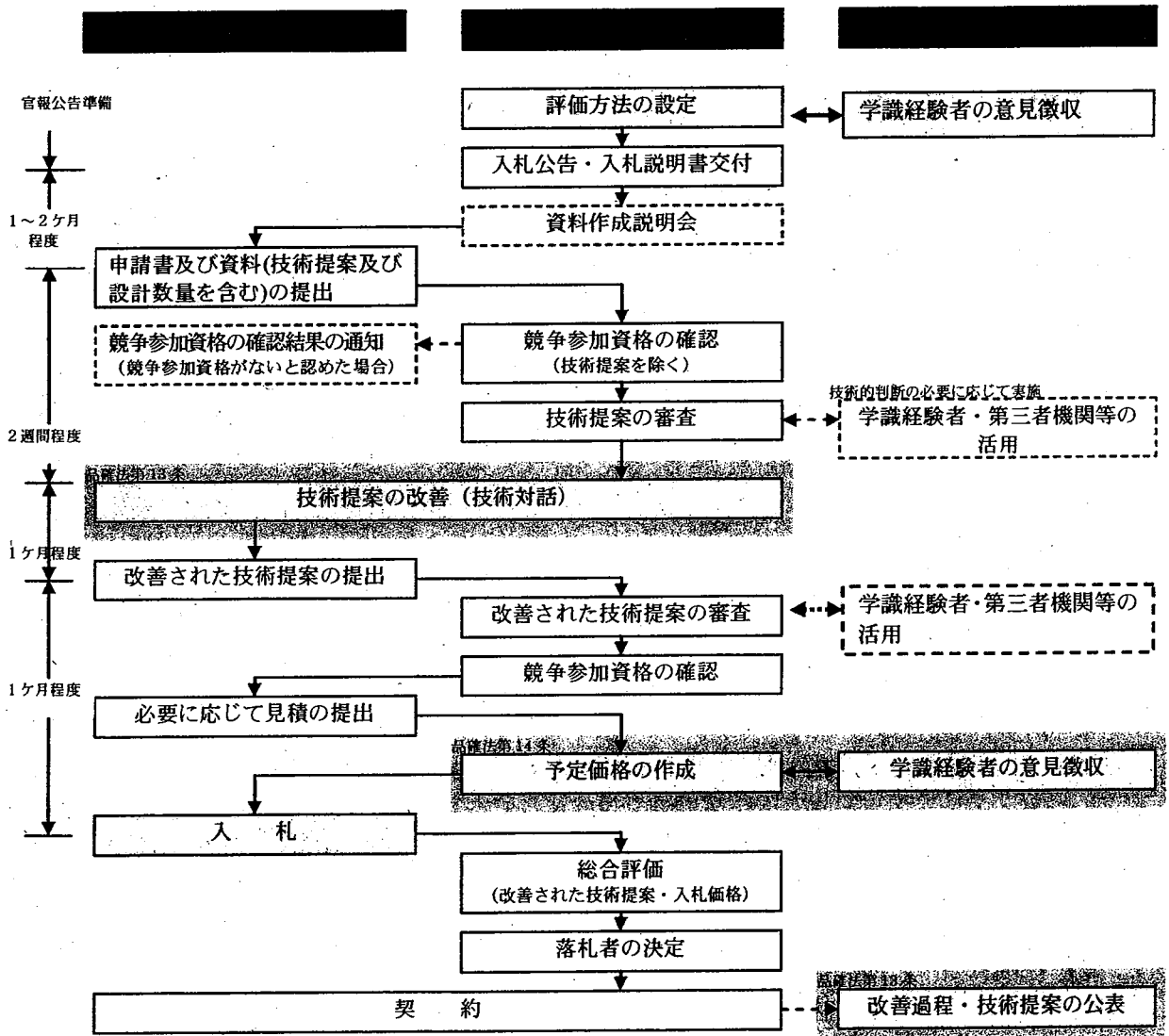
設計・施工分離

2. 実施手順

高度技術提案型の実施手順を以下に示す。

競争参加者が技術提案を作成するための期間及び技術提案を改善するための期間については、工事内容や技術提案の範囲等を踏まえ十分に確保する。また、発注者が技術提案を審査する期間については短縮に努める。

高度技術提案型において特に留意すべき手続（以下のフローにおいて黄色で着色）について、以降解説する。



申請書及び資料（技術提案及び設計数量を含む）の提出までの期間（1～2ヶ月）の考え方は、標準を1ヶ月とし、内容によっては2ヶ月とする。

3. 評価方法の設定

競争参加者が有効な技術提案を行うことができるよう、発注者の要求事項を明確にした上で、評価項目や評価基準等を適切に設定することが重要である。

3-1 発注者が明示すべき事項

3-1-1 発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事的物の性能・機能等の要求要件、技術提案をを求める範囲、施工条件等を入札説明書に明示する。

3-1-2 設計数量等の提出要請

(1) 設計数量の提出

発注者は技術提案を提出する競争参加者に対し、当該技術提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求めるものとする。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、技術提案をを求める部分のみとする。

(2) 見積りの提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積が必要な場合には、あらかじめ技術対話において見積の提出を要請するものとする。発注者は、改善された技術提案の審査を経て競争参加資格の確認結果の通知後、競争参加者に対して見積の提出を要請するものとする。

3-1-3 留意事項

(1) 各種資料の提出

技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者に提示するものとする。

また、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアや土地改良技術事務所等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示するものとする。

(2) 技術提案書の分量

発注者は、技術提案をを求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めるものとする。また、競争参加者は提案内容を簡潔にとりまとめるよう求めるものとする。

(3) 検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を、標準を1ヶ月とし、内容によっては2ヶ月まで伸ばす事が出来るものとする。

3-2 評価項目

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」（平成13年4月2日付け12経第2806号農林水産事務次官依命通知）（以下「ガイドライン」という）に基づき、以下の項目を基本として、工事内容に応じた評価項目の設定を行うものとする。

なお、評価項目の設定に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）の趣旨を踏まえ、学識経験者を活用し適切に行うよう努めるものとする。

① 技術提案（定性的及び定量的な評価項目）

② 技術提案に係る具体的な施工計画

①については、定量的な評価項目のみでは技術提案の多面的評価が困難となる恐れがあるため、

定性的な評価項目を併せて設定することを基本とする。表 3-3 に技術提案に関する評価項目の例、次頁以降に評価項目・評価基準の設定例を示す。

また、②により、技術提案の根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価するものとする。

なお、①と②の得点配分は、同程度とする。

【①の評価項目の例】

分類	評価項目		適用
	定性評価	定量評価	
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト（維持管理費）、補償費*	○
工事目的物の性能・機能の向上	構造の成立性		
	品質管理方法		○
	景観		
社会的要請への対応		機械設備等の処理能力	
		施工期間（日数）	○
	貴重種等の保護・保全対策		○
	汚染土壌の処理対策		○
	地滑り・法面崩壊危険指定地域内の対策		○
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ² 排出量	○
	現道の交通対策	交通規制期間	○
濁水処理対策	濁水発生期間、PH値、SS値	○	

工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

評価項目・評価基準の設定例

(1) 重力式コンクリートダム本体工事

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> コンクリート（骨材）の品質管理方法	原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に、優位な工夫が見られる。
		原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・ 最低限の要求要件：〇〇日 ・ 目標状態：△△日
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	現地条件を踏まえ、技術的に確立している新技術・新工法の採用がなされており、安全性や経済性等において優位である。 現地条件を踏まえ、技術的に確立している新技術・新工法の採用がなされている。又は一般的な技術・工法等の組合せによる施工計画であるが、安全性や経済性等において優位である。 不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まったものとなっている。

(2)頭首工工事

頭首工本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> コンクリートの品質管理方法	耐久性を向上するために、コンクリートのひび割れを如何に抑制するか工夫が見られる。
		コンクリートの施工を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
技術提案	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
技術提案	<定性評価> 濁水処理対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	現地条件を踏まえ、技術的に確立している新技術・新工法の採用がなされており、安全性や経済性等において優位である。
		現地条件を踏まえ、技術的に確立している新技術・新工法の採用がなされている。又は一般的な技術・工法等の組合せによる施工計画であるが、安全性や経済性等において優位である。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まったものとなっている。

(3) 機場工事

機場本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求めらる。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> コンクリートの品質管理方法	耐久性を向上するために、コンクリートのひび割れを如何に抑制するか工夫が見られる。
		コンクリートの施工を十分に踏まえた品質管理方法である。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間には提案値に応じて案分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト削減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。		
現地条件を踏まえ、技術的に確立している新技術・新工法の採用がなされており、安全性や経済性等において優位である。 現地条件を踏まえ、技術的に確立している新技術・新工法の採用がなされている。又は一般的な技術・工法等の組合せによる施工計画であるが、安全性や経済性等において優位である。 不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まったものとなっている。		

3-3 自由提案の受付

発注者が指定した評価項目以外に、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者から技術提案の提出が見込まれる場合にはその他の創意工夫等の自由提案を受け付け、加点項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨、及びその評価基準（例えば「最大〇点加算」等）を明示することが必要となると考えられる。

3-4 加算点の設定

ガイドラインにおいて、除算方式における加算点の上限は10～50点としている。加算点が低い場合、技術提案が競争に十分反映されない可能性がある。提案のインセンティブを高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、高度技術提案型の加算点は30点以上に設定するものとする。

4. 技術提案の改善（技術対話）

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第13条）。

4-1 技術提案の審査

技術対話の実施に先立ち、発注者は技術提案の審査を行うものとする。

なお、技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者、公的機関の活用（例えば土地改良技術事務所及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所等）等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

(1) 発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

(2) 技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法については土地改良技術事務所等を活用して情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

(3) 設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

[確認事項の例]

- 積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- 技術提案内容に応じた内訳となっているか
- 工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- 積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか 等

4-2 技術対話の実施

4-2-1 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係わる施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としないものとする。

4-2-2 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施するものとする。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とするが、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意するものとする。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとし複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

4-2-3 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

(1) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、当該工事の施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行うものとする。

(2) 発注者からの改善要請及び提案

技術対話において、発注者から競争参加者に提示する事項は以下に限るものとし、他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

● 発注者の要求事項に係る指摘

技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項があるが、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者に対し競争参加資格がない旨を通知する。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

● 発注者からの提案

技術提案をより向上させる可能性のある提案が発注者にある場合には、いずれの提案者からもその提案がなされていない場合に限り、競争参加者間の公平性の確保に十分留意しつつ提案を行うことも可能とする。

また、発注者からの提案には拘束力はなく、提案の再提出はすべて競争参加者の責任において実施するものであることから、提案の改善を行うか否かは競争参加者の判断に委ねる。

なお、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアや土地改良技術事務所等に公開されている技術がある場合には、「3-1-3(1)1各種資料の提示」によりあらかじめ入札説明書等に参考情報として提示することを基本とする。

(3) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請、提案だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けるものとする。

(4) 見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求めるものとする。

競争参加者は、競争参加資格の確認結果の通知後、要請された単価表等の見積を提出するものとする。

4-2-4 文書による改善要請、提案事項の提示

対話時又は対話の終了後速やかに改善要請、提案事項を書面で提示するものとする。

4-3 改善された技術提案の審査

改善された技術提案を審査し、各者の技術評価点を算出するものとする。

なお、当初の技術提案と同様に、改善された技術提案にも専門的知識が必要となることが想定されるため、技術的判断の必要に応じて学識経験者、公的機関の活用（例えば土地改良技術事務所及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所等）等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

5. 予定価格の作成

高度技術提案型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる（品確法第14条）。

予定価格は、結果として最も優れた提案が採用できるように作成する必要があるが、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

5-1 予定価格の算定方法選定の考え方

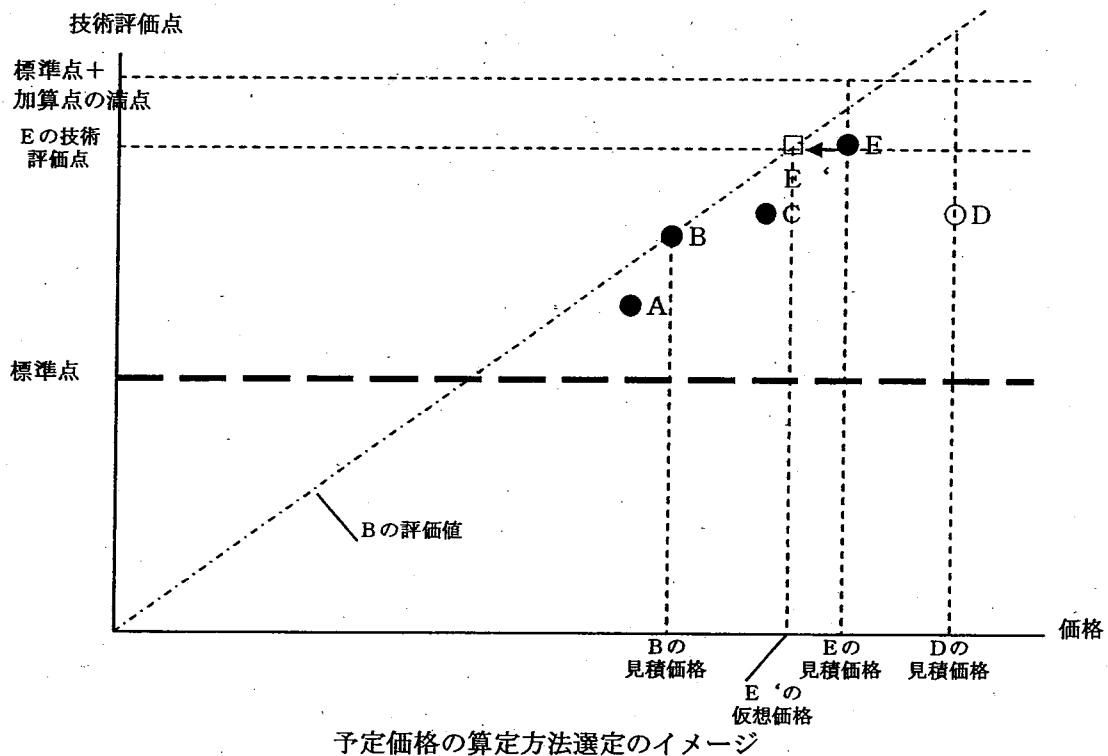
競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなるために必要な価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定するには「5-2-1 設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

予定価格の算定方法	長 所	短 所
①評価値の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のB〕	●VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。 [VFM] = バリュース・フォー・マネー	●Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
②技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のE〕	●技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ●入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	●評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③見積価格の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のD〕	●予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ●入札時点での競争性が確保される。	●評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなるために必要な価格 〔図中のE'〕	●技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ●VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	●予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。



5-2 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

5-2-1 設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行うものとする。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を当該工事に適用する場合、当該発注機関における積算基準類の策定担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認するものとする。

5-2-2 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。競争参加者から提出された歩掛や単価表等の使用は、積算基準類にない部分に限るものとする。

- 土地改良事業等請負工事の価格積算要綱
- 土地改良事業等請負工事標準積算基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛
- 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 等

(1) 歩掛

歩掛については、標準積算基準や標準歩掛を使用するものとする。

ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等が無い場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定するものとする。

(2) 労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定するものとする。

5-3 予定価格の作成に係る学識経験者の意見聴取

予定価格作成の妥当性を確保するため、当該技術提案の審査にあたり学識経験者の意見を聴く必要がある（品確法第14条）。

5-3-1 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の人数は最小限度とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意するものとする。

5-3-2 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。意見聴取内容の例を次に示す。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

[意見聴取内容の例]

- 予定価格算定の対象となった技術提案の適切性
技術評価点と見積価格の図表上でどの技術提案を採用したかの考え方の妥当性
- 予定価格の算定方法の適切性
技術提案を実施するために必要な設計数量等の検証や積算基準類への置き換えの妥当性

6. 入札及び契約

6-1 入札

競争参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札する。入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。

なお、競争参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

発注者は、入札説明書等に記載した評価方法に基づいて、技術提案と価格との総合評価を行い、落札者を決定するものとする。

入札から契約に至るまでの手続については、速やかに行うよう努めるものとする。

6-2 総合契約単価合意方式の適用

競争参加者に技術提案の提出を求め、当該技術提案に基づき実施する総合評価方式の適用工事においては、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議等の円滑化を図るため、従来通り総価による契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意しておく総価契約単価合意方式を採用する。

特に高度技術提案型においては次に掲げる理由から、総価契約単価合意方式を適用することを基本とする。

- 高度技術提案型では技術評価点の最も高い競争参加者の技術提案をもとに予定価格を定めることを基本としているため、他の競争参加者が落札した場合には予定価格における工事費の内訳と落札者の入札価格の内訳が異なることとなる。
- 設計・施工一括発注方式を適用する場合には、技術提案に基づく詳細（実施）設計が完了した段階で数量が確定し、当初契約時とは数量が変更となる可能性がある。

7. 改善過程・技術提案の公表

技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後に速やかに評価結果とともに、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第13条）。

公表の内容は、各競争参加者に対する発注者からの改善要請及び提案事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各者の提案内容に係わる部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に表 7-1 に示す技術提案内容と改善内容に対し、改善過程の公表イメージを表 7-2 に示す。

表 7-1 改善過程の具体例

技術提案の内容	<p>橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。</p> <p>橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。</p>
改善の内容	<p>〔発注者からの指摘事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 <p>〔自発的な改善事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

表 7-2 改善過程の公表イメージ (案)

工事件名	〇〇〇橋梁その〇工事		
事業所名	△△農業水利事業所		
入札公告	年	月	日
技術提案の提出	年	月	日
技術対話	年	月	日
技術提案の再提出	年	月	日

項 目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの 改善要望事項	競争参加者の 改善状況	発注者からの 改善要望事項	競争参加者の 改善状況	発注者からの 改善要望事項	競争参加者の 改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテラソボルトに自発的に改善				

8. 技術提案の履行の確保

落札者の提示した技術提案はすべて契約内容となるため、技術提案に基づき履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めておく必要がある。

技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、契約不履行の違約金を徴収するものとする。

その際、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

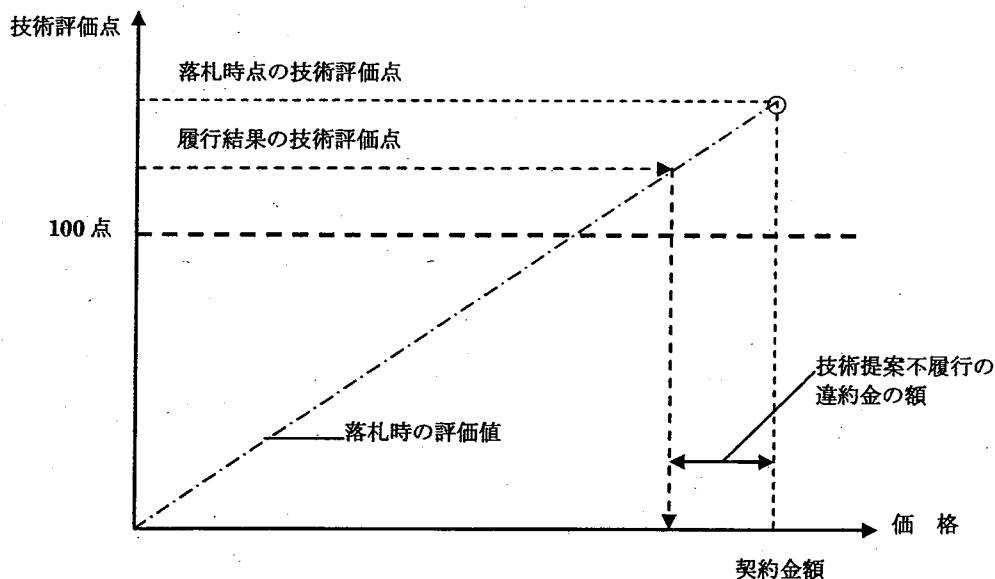
契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。

また、いずれの場合においても工事成績評定の減点対象とするものとする。

【入札説明書における記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責により、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2) 2) ①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係わる具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる措置を行う。



技術提案不履行の違約金の算定例